

- 起案 ・ 2017003
- 起案者 ・ 島村
- 起案名 ・ ショートハーネス項目について
- 1,起案レベル ・ 車両規則改定、または内容の確認
- 2,案件抽出日 2017年
- 3,誰が
- 4,どこで ・ 口頭にて
- 5,対象レース、クラス ・ FP4-ST
- 6,対象車種 ・ シグナスX
- 7,内容詳細 ・ マルチ杯車両規則、FP4-ST-26項目「ショートハーネスの使用は不可」に関してへの質問。
サブコン等、電子機器類取付の際に配線切断加工を行なった場合に配線が少しでも短くなった場合は車検失格となるのか？
また、配線破損の修理や事前の保護加工に際して、追加する配線やサブコンに元々設定された配線がアーシング効果を生む可能性がある場合はショートハーネスと同等の意味合いとして失格となるのか？
以上の問い合わせがあり、下記にて車両規則の改定、もしくは明確化での意思の統一を計りたい。

背景： 当該規定項目は初心者の間口を広げる為に設けられた項目である。

課題： イメージ戦略として「分かりやすい表現」を意識するあまり実際の車両作成過程において複雑な印象を与えている。

事例1： ショートハーネス化で生まれる効果は「軽量化」「電気抵抗変化による発電負荷の低減」「電流の高まりによる点火やFiシステムの性能向上」が考えられる。その為にラップタイムに及ぼす影響は0とは言えない為、制作に多大な労力と技術が必要なショートハーネスは新規参画者の敷居の高さを生む事が考えられる。

事例2： ハーネス延長の位置づけである、アーシング配線に関しては配線追加の方法によってはアーシング効果も生まれる可能性がある。

提案： 1,ショートハーネス禁止項目の「新規車両作成での障害」
2,今後グレーゾーンとして取り扱われる可能性の排除
以上の効果を狙い規定の改定。

規定項目例

「ショートハーネス加工は不可、配線損傷の修理や電子機器類取り付けで行う割り込み加工、及びアーシング配線追加は可。
電子的な保安部品や不要品の取り外しは接続部がない場合は切断を認めるが、接続カブラ、接続ギボシでの取り外しを行う事」

- 8,考えられる良い影響 ・ 新規参画者の負担軽減、整備性の向上、転倒時の断線トラブル回避
- 9,考えられる悪い影響 ・ 特に無し
- 10,主催団体との連携 ・ 未実施
- 11,仮決定内容の取扱 ・ 即時適応、規定改定までは問い合わせにて個別開示
(主催者への個別の承認は必要)